

1 悪臭防止法（昭和46年法律第91号，以下「法」という。）

1-1 目的及び用語

区分	項目	内 容	根拠規定
目的		工場その他の事業場（以下，単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭について，必要な規制を行い，その他悪臭防止対策を推進することにより，生活環境を保全し，国民の健康の保護に資する。	法第1条
用語	特定悪臭物質	不快なにおいの原因となり，生活環境を損なうおそれがある物質であって政令（施行令）で定めるものをいう。政令では，悪臭の主要な原因となっている物質であって，大気中の濃度を測定し得る22物質を定めている。	法第2条 第1項
	悪臭原因物	特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。	法第3条
	臭気指数	人の嗅覚を用いた測定法（嗅覚測定法）により求められる“気体又は水に係る悪臭の程度”を示す値である。環境省令により，人の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合の希釈倍率を基礎として算定される。	法第2条 第2項
	規制地域	住民の生活環境を保全するため，悪臭を防止する必要があると認められる住居が集合している地域その他の地域であって，事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定された地域をいう。	法第3条
	規制基準	規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の原因となる物質の排出について，（1）特定悪臭物質の種類ごとの濃度基準と，（2）臭気指数に係る基準がある。 臭気指数に係る規制基準は，『特定悪臭物質の濃度規制では生活環境を保全することが十分でない」と認められる区域について定めることができる。』とされている。 なお，排出形態別に，それぞれ次の3つの規制基準がある。 事業場の敷地境界線の地表における規制基準 事業場の煙突等気体排出施設の排出口における規制基準 事業場からの排水における規制基準	法第4条 第1項 及び 第2項